



時津町指令 6 時住第 30 号
令和 6 年 4 月 11 日

許 可 証

住所 長崎市上戸石町 2077 番地 1
氏名 有限会社環境産業
取締役 石橋 雅彦

令和 6 年 3 月 29 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 18 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

- 許可番号
時津一廃許第 61 号
- 一般廃棄物の種類
事業系一般廃棄物
- 収集、運搬及び処分の区別
収集、運搬
- 許可期限
令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 許可条件
クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別方法に従い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。
なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。
毎月の実績を報告書により翌月の 10 日までに提出すること。